## 群馬大学大学教育・学生支援機構グローバルイニシアチブセンター規程

令和 5. 4. 1 制定 改正 令和 6. 6. 3 令和 7. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学大学教育・学生支援機構規則第3条第3項の規定に基づき、グローバルイニシアチブセンター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、群馬大学(以下「本学」という。)における教育活動のグローバル 化を推進することを目的とする。

(業 務)

- 第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 外国語教育に関すること。
  - (2) グローバル人材育成に関すること。
  - (3) 学生の海外派遣及び外国人留学生受入に係る支援に関すること。
  - (4) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(組 織)

- 第4条 センターに、次の各号に掲げる構成員を置く。
  - (1) グローバルイニシアチブセンター長(以下「センター長」という。)
  - (2)グローバルイニシアチブセンター副センター長(以下「副センター長」という。)
  - (3) センターの主担当を命ぜられた者
  - (5) その他センター長が必要と認めた者

(センター長)

- 第5条 センター長は、本学の教員のうちから学長が指名する者をもって充てる。
- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年を超えない範囲内で学長が定めることとし、再任を妨げない。ただし、指名した学長の任期の終期を超えることはできない。また、欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

- 第6条 副センター長は、本学の教員のうちから機構長が指名する者若干人をもって充てる。
- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、あらかじめセンター長が指名した副センター長がその職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、指名した機構長の任期の 終期を超えることはできない。また、欠員を生じた場合の補欠の副センター長の任期 は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 センター業務を円滑に実施するため、センターにグローバルイニシア

チブセンター運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

- 2 運営会議は、第3条各号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議する。
- 3 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3)共同教育学部、情報学部、医学系研究科、保健学研究科、理工学府、食健康科学研究科、パブリックヘルス学環、医理エレギュラトリーサイエンス学環及び生体調節研究所から選出された教員 各1人
- (4) その他センター長が必要と認めた者 若干人
- 4 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
- 5 議長は、運営会議を招集し、これを主宰する。
- 6 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行す る。
- 7 運営会議は、第3項各号の者の3分の2以上の出席がなければ会議を開く ことができない。
- 8 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 9 センター長が必要と認めたときは、第3項各号以外の者を運営会議に出席 させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第9条 センターの事務は、学務部教務課及び海外交流課において処理する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。